

「廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業」に対する、よくある質問

「ご質問を頂く前に、ご確認をお願いいたします」

廃棄物処理施設からの余熱や発電した電力を地域において有効利用するために、熱や電力を活用する設備設置に対する余熱見込量や事業採算性の検討等を行い事業としての実現可能性を調査する事業

1. 交付の対象について

Q 1 事業化を想定した場合、その設備の設置工事費の試算や費用対効果、CO2 排出削減量の調査、検討を行うための委託費用と考えてよろしいでしょうか。

A 1 そのとおりです。

Q 2 本事業の遂行による地域活性化等は、どのような尺度で判断すればよろしいでしょうか。

A 2 事業の遂行によって、地域の活性化に役立つ技術や取組みという観点から、より先進的であり、他の事業者の参考、又は他の事業者との連携につながり、より好ましい効果が発現するといった趣旨を指します。

Q 3 実現可能性を検討するに際し、熱の受給者間による条件や受給単価の設定根拠は、受給者間で確認し事業採算性を検討する必要があると考えればよろしいでしょうか。

A 3 そのとおりです。

2. 応募について

Q 4 応募期間外でも応募書類を提出すれば受け付けていただけるのでしょうか。

A 4 受理できません。

Q 5 次の公募に応募したいと考えていますが、実施される予定でしょうか。

A 5 次回公募は既公募の採択の可否を行った後に、事業の予算に余剰が生じた場合に限り実施することとなりますので、必ず行われるものではありません。

Q 6 交付決定前に事業に着手してもよろしいでしょうか。

A 6 交付決定前に契約、着手を行うことはできません。

Q7 交付規程第4条第2項において、消費税額の仕入控除について規定されているが、地方自治体の一般会計の場合は、消費税の納税義務がないため、補助金交付額の算定に当たっては、消費税等仕入控除税額を控除する必要はない、という理解でよろしいですか。

A7 そのとおり。

Q8 交付規程別表第2-3の人件費について、市の正職員に係る人件費は補助対象となりますか。

A8 市職員の人件費は対象とはなりません。

Q9 交付規程別表第3の旅費について、市の正職員が国内先進地の現地調査を行う際に必要となる旅費（交通費・宿泊費・日当）も補助対象になるという理解でよいですか。

A9 自治体における内規に基づき必要最小限の範囲で対応される分について対象となります。

Q10 FS調査の委託先を選定する際に、外部委員を交えて事業者選定審査委員会を実施する予定ですが、その際に必要となる外部委員への謝金（報酬）は補助対象となるのでしょうか。また、補助対象となる場合、謝金（報酬）の上限金額はありますか。

A10 自治体における内規に基づき適正に対応される分について対象となります。

Q11 補助対象経費全体に占める委託料の割合に制限はありますか。

A11 補助対象となる経費に占める委託料の割合に対する制限はありません。

Q12 実績報告などの際、委託料の内訳（委託先における人件費や旅費などの詳細）を示す必要はありますか。

また、内訳を示す必要がある場合、対象経費はどう考えればよいでしょうか。一般管理費は認められるのでしょうか。一般管理費率に制限や条件はありますか。

再委託を行う場合に制約はありますか。

A12 外部への業務委託については主な内訳をお示しいたします。別途旅費などの経費については、その必要性や内訳をお示しいたします。

外部の業務委託に含まれる一般管理経費分を含めて対象とします。

下請状況についても確認をさせていただきますが、元請としての妥当性をご説明頂ければ結構かと存じます。

Q13 民間事業者は応募ができますか。

A13 エネルギー供給予定施設が一般廃棄物処理施設からのものであれば、エネルギー

需要施設側は民間企業でも応募可能であり、応募の形としては、自治体と民間企業との共同提案か、自治体側からの提案と民間事業者側からの提案をひとつの事業である旨をお示しいただく提案の形になると認識しております。

また、エネルギー供給施設側と需要施設側の各責任者がエネルギーの需給に係る協定書などを交わしている場合には単独での応募も可能と考えています。

エネルギー供給予定施設が産業廃棄物処理施設からのものであれば、エネルギー供給施設側も需要施設側も民間企業の実業は可能です。

Q14 地域計画は承認済、計画支援を進めている状況で（5）の実現可能性の調査を補助申請できるか。

A14 計画支援業務とFS業務の重複がなければ申請可能です。

Q15 エネルギー供給側がPFI事業の場合、自治体施設と同様に扱ってよいか。

A15 施設整備時の取扱いと同様に、BT0, BOT, BOO 共に対象として取扱うものとします。